

芝浦工業大学校友会神奈川支部規約

第1章 総 則

- 第 1 条 本支部は芝浦工業大学校友会神奈川支部と称する。
- 第 2 条 本支部の事務所は支部長宅に置く。
- 第 3 条 本支部は会員相互の消息を把握し、その親睦を図り、校友会本部事業に協力し会員の福祉向上をはかるものとする。

第2章 会 員

- 第 4 条 支部会員は神奈川県内に住居する、校友会々則に依る、芝浦工業大学校友会々員を以て組織する。
- 第 5 条 支部会員は支部会費規定により納入する。

第3章 役 員

- 第 6 条 本支部に次の役員を置く。
- 支部長（1名） 副支部長（若干名） 分会長（1分会1名） 副分会長（分会に若干名）
事務局長（1名） 会計局長（1名） 監査役（2名）
- 第 7 条 役員の選出は支部総会の決議による。
- 第 8 条 役員の任期は凡て3ヶ年とする。ただし再選は妨げない。
- 第 9 条 本支部に総会の議を経て、名誉顧問・顧問若干名をおく事が出来る。
- 第 10 条 役員に欠員を生じた場合の補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 11 条 役員が辞任するときは役員会の承認を要する。
- 第 12 条 任期満了といえども後任者が就任するまではその業務を行わなければならない。
- 第 13 条 支部長は支部を代表し支部を統轄する。
- 第 14 条 副支部長は支部長を補佐し支部長事故ある時はその職務を代行する。
- 2 副支部長は、居住する分会に隣接する複数の分会活動を応援する。
- 第 15 条 正副支部長は支部規約に想定する重要事項及び支部の運営上必要な企画立案の事項を審議する。
- 第 16 条 分会長は担当する分会で支部会員との親睦交流を行なう。
- 2 担当する分会組織は、別表による。
- 第 17 条 副分会長は分会長を補佐し、分会長事故ある時はその職務を代行する。
- 第 18 条 事務局長は、支部運営に関する総務的事務を行なう。
- 第 19 条 会計局長は、支部の財政、会計に関する事務を行なう。
- 第 20 条 監査役は、支部の事務の執行と財政、会計について監査する。

第4章 総 会

- 第21条 総会は定期総会・臨時総会とし、定期総会は年度当初2ヶ月以内に1回開催し、臨時総会は支部長が必要と認めた時、役員会の議を経て招集される。
- 第22条 総会の招集は総会期日の14日前迄に会員に周知させる方法により行う。
- 第23条 総会は役員会の審議事項の提案を受け、これを議決する。

第5章 役 員 会

- 第24条 役員会は全役員をもって構成する。
- 第25条 役員会は支部長が年1回以上必要と認めた時これを招集する。
2 役員の半数が必要と認めた時は、支部長は直ちに招集しなければならない。
- 第26条 役員会の定足数は過半数をもって成立とする。
- 第27条 会議は出席者の過半数を以て決し、賛否両論同数の場合は支部長之を決する。
- 第28条 役員会は次の事項を審議し支部総会に提案する。又、支部総会の議決事項について実行計画を作成する。
- ① 事業報告及び収支決算
 - ② 事業計画及び収支予算
 - ③ 支部規約の制定及び改廃
 - ④ 支部規約による役員の選出
 - ⑤ その他必要と認めた事項

第6章 会 計

- 第29条 支部の経費は支部会費、本部助成金寄付金およびその他の収入を以て之に充てる。
- 第30条 支部の会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日迄とする。
- 第31条 支部の予算は毎会計年度の始まりに役員会の議に附し、決算は毎会計年度終了後2ヶ月以内に監査役の意見を付して総会に報告しなければならない。

第7章 附 則

- 第32条 会員にして、支部及び母校の名誉を毀損する行為若しくは支部の秩序を乱す行為があるときはこれを除名することがある。
- 第33条 支部長は規約の実施について、必要な場合、役員会の議を経て別に規定を定める事が出来る。
- 第34条 本規約は支部総会に出席した会員の3分の2以上の多数による議決を経て、これを制定し、改正し、又は廃止する。
- 第35条 制 定 昭和61年8月23日 施 行
2 一部改正 平成13年8月25日 即日施行

- 3 一部改正 平成 14 年 8 月 24 日 即日施行
- 4 一部改正 平成 15 年 8 月 23 日 即日施行
- 5 一部改正 平成 16 年 9 月 11 日 即日施行
- 6 一部改正 平成 26 年 8 月 30 日 即日施行
- 7 全面改正 平成 29 年 9 月 2 日 即日施行
- 8 一部改正 平成 30 年 9 月 1 日 即日施行

第 36 条 設立年月日は、昭和 61 年 8 月 23 日とする。